

堺市の発注する土木工事等における見積り単価の公表について（通知）

公共工事等の入札及び契約については、市民や法人等に対して、競争性の向上や透明性の確保等をする必要があります。

これを踏まえ、本市が発注する土木工事等において法人等より徴収する見積り単価については、入札情報である積算参考資料に記載することにより公表するとし、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

1) 見積り単価を入札情報として公表する案件について

予定価格（堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 19 条第 1 項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、契約期間中の予定総額をいう。以下同じ。）が 2,500,000 円を超える建設工事（建築工事を除く）、及び予定価格が 1,000,000 円を超える委託業務を競争入札により発注する案件のうち、以下に示す全ての条件を満たしている案件とする。

- I. 契約図書に金抜設計書を含むもの。
- II. 仕様書等において、準拠する積算基準（建設工事積算基準等）の明示があるもの。
- III. 建設工事積算基準等（建築工事積算基準を除く）に記載の経費計算に基づき予定価格を算定したもの。

※見積りによる経費計算に基づき予定価格を決定したものは、上記 III. に該当しない。

2) 1) のうち、非公表とする単価について

単価を公表することにより、単価を決定した法人等が特定でき、かつ単価を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された単価は非公表とする。

3) 公表の方法

入札公告時に、積算参考資料として掲載する。

4) 問い合わせ先

入札公告に記載の各工事担当課。

5) 適用時期

令和 3 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う案件から適用する。